

2022年（令和4年）7月20日

介護保険施設等 管理者 様

福山市保健福祉局
長寿社会応援部介護保険課長
福山市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部

高齢者施設等における新型コロナワクチンの4回目接種の促進について（通知）

平素から、本市保健福祉行政の推進に多大なる御理解と御協力をいただき感謝申しあげます。

さて、全国的に第7波の兆しがあり、高齢者施設におけるクラスターの発生が依然として続いていることから、4回目接種はできるだけ早期に完了していただく必要があります。

本市では、3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の人に、4回目接種券を順次発送しているところですが、例外的な対応として、接種券が届いていない対象者に接種を実施する場合の費用請求について、改めて周知します。別添の事務連絡は4回目接種においても適用されることを補足いたします。

〈この通知の対象施設〉

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス

問合せ先

介護保険課 事業者指導担当	TEL：084-928-1232 〒720-8501 福山市東桜町3番5号
新型コロナウイルスワクチン接種実施本部	TEL：084-928-1287 〒720-0831 福山市草戸町五丁目12番4号

事 務 連 絡

令和4年2月17日

各市町予防接種担当課 様

広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

接種券が届いていない追加接種対象者に追加接種を
実施する場合の費用請求について

このことについては、令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡により接種当日に記入した予診票の内容を後日持参される接種券一体型予診票に転記する方法でお願いしてきたところですが、今般、令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡により、接種当日に記入した予診票に、後日持参される接種券を貼付する方法も可能とされましたので、新型コロナワクチン接種施設へ周知いただきますようお願いします。

《留意事項》

- 1 接種券なしで接種する場合には接種対象者であることを十分確認するとともに、被接種者に対して接種券が発行されたら速やかに持参するよう促進すること。
- 2 接種券部分を切り取る際は、接種券（兼）接種済証（シール型接種券）と同様のサイズで切り取り、貼付の際は、周囲をセロハンテープで確実に覆い、枠内におさめること（別紙参照）。

なお、次の関係機関には別に連絡しています。

（関係機関）

- ・一般社団法人広島県医師会
- ・一般社団法人広島県病院協会

担当 感染症事案対策グループ

電話 082-513-3068（ダイヤルイン）

（担当者 高橋）

接種券が届いていない追加接種対象者に追加接種を実施する場合の費用請求について (接種券部分を切り貼りする場合の注意点)

追加接種の実施までに、市町から接種券が届いていない接種対象者にワクチン接種した場合、接種当日に記入した予診票の内容を、後日接種対象者に届く接種券一体型予診票に転記する方法で費用請求することになっていましたが、接種対象者の住所地(県内外を問わない)によらず、後日接種対象者に届く接種券一体型予診票から接種券部分を切り取り、接種当日に記入した予診票に貼付し、国保連へ請求する取扱いも可能となりました。

なお、接種券は医療機関等が接種対象者であることを確認する上で必要なものであることから、接種券が届かない接種対象者から接種希望があった場合にも、まずは市町へ接種券発行を促すなど、接種券を活用した接種を原則としてください。

《切り貼りの位置・方法》

接種券(兼)接種済証(シール型接種券)と同様のサイズで切り取り、貼付の際は、周囲をセロハンテープで確実に覆い、枠内におさめること。

○ 良い例

The image shows a vaccination certificate sticker (yellow and white) with a QR code and barcode, correctly placed on a medical form. The sticker is fully within the designated area and is surrounded by a clear adhesive tape (cellophane tape) for secure attachment.

- 枠内におさまっている
- セロハンテープで周囲が覆われている

✕ 悪い例

The image shows a vaccination certificate sticker that is not fully within the designated area, with parts protruding from the top and bottom edges.

✕ 枠からはみ出している

The image shows a vaccination certificate sticker that is not fully covered by the clear adhesive tape, leaving some of the sticker exposed.

✕ 周囲が覆われていない

The image shows a vaccination certificate sticker that is covered by a red patterned tape, which is not the recommended clear adhesive tape.

✕ セロハンテープ以外のテープで覆われている
(はがれる可能性があるため、のりも不可)



接種券部分のはがれや紛失等によって、国保連から医療機関等に予診票が返戻された場合、次のとおり対応すること。

医療機関等: 接種対象者に対し、居住する市町に、接種券の再発行申請をするよう伝達すること。

市町: 接種対象者からの再発行申請に基づき、医療機関等が遅滞なく請求できるよう接種券を迅速に再発行すること。

接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の事務運用 (接種券部分を切り貼りする場合)

(1) 接種当日の医療機関等の事務

① 接種券の持参を依頼



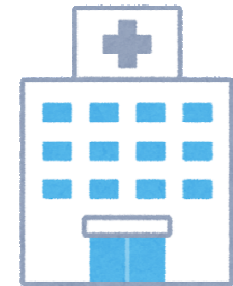
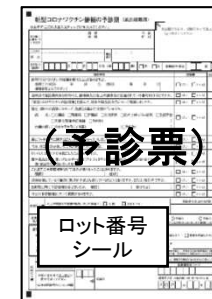
- ※ 接種済証等により2回目接種から6か月経過を確認。
- ※ 後日、住民票所在地自治体から接種券が発行されたら、速やかに持参する必要がある旨を予め説明

② 予診・接種の実施



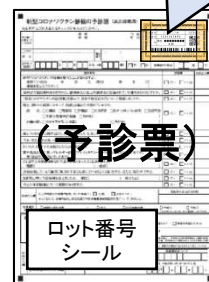
- ※ 接種券なしの予診票に必要事項を記入
- ※ ロット番号シールを貼付

③ 記入が完了した予診票を保管



(2) 後日、接種券が提出された際の医療機関等の事務

① 接種券を貼付



VRSに登録



- ※ 被接種者が持参した接種券一体型予診票から接種券部分を切り取り、医療機関等で保管していた接種当日に記入した予診票に貼付

② 接種券部分を貼付した予診票を国保連に送付

